

トラック協会は事故防止・交通安全、環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます

トラック奈良

2018
(平成30年)

7

No.291



沙羅(シャラ)の花



矢田寺

公益社団法人 奈良県トラック協会

<http://narata.or.jp>



第45回定時総会

第45回定時総会	2
第56回通常総会	6
理事会	7
労務管理セミナー	8

■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	9
■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2018年4月)	15
■ 国土交通省から	国土交通省からのお知らせ	16
■ 奈ト協から	乗務員点呼簿の改正	19
	トラックドライバー競技会の参加申込について	20
	7月・8月の行事(予定)表	22
	事業用自動車事故事例No.34	23
	KIT事業の案内	24
	適正化事業・巡回指導報告書	25
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	26
■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	27
	貨物集配中の車両に係る駐車規制見直し要望	28
	平成30年度 優良従業員表彰	巻末

第45回定時総会 公益社団法人 奈良県トラック協会

日時：平成30年5月28日(月) 午後1時～
場所：THE KASHIHARA (ザ 橿原)

会員総数 469名 出席者 387名 (委任状 233名 議決権行使書 68名 含む)

(最終)



輸送の安全を最優先課題として

森本会長は冒頭、「標準貨物自動車運送約款等が改正された。昨年の11月から施行されており、当協会員のこの改正に係る運賃・料金の変更届出は、約60%となった。改正後の約款に基づく待機時間料、積込料、取

卸料等の料金の届け出をされていない場合は、速やかに行っていただきたい。平成29年度は事業用トラックに搭載されているドライブレコーダー映像を集めて交通安全DVDを作成・配布し、上腕式血圧計の配布等、目

に見える交通安全・事故防止事業を実施した。今年度も引き続き労働災害防止対策を講じつつ『輸送の安全』を最優先課題として事業を推進していく所存」とあいさつ。





来賓の方々から祝辞をいただきました。

《近畿運輸局 後藤 浩之 自動車交通部次長》

国土交通省では、働き方改革とそれによる人材確保が喫緊の課題。トラック協会、奈良労働局と私どもとでトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会を開催し、労働条件改善に取り組んでいる。荷主の協力のもと、きっちりと運賃を収受していただき、労働条件を改善していただく。そのうえで労働

力不足に取り組む。準中型免許の制度では高校を出た若者が少しでも大きなトラックに乗れるよう、我々も制度改正をPRしてきました。奈良県トラック協会は奈良県と連携してラッピングトラックを全国に走らせるなど、業界のイメージアップを図っていただいている。我々も業界と連携して若年層や女性の



労働力確保について取り組んでいきたい。

《奈良県 中川裕介 産業・雇用振興部長》



奈良県トラック協会の協力で、この3月にも4台のラッピングトラックをつくっていただき、全国へ奈良県のPRをして

もらっている。熊本地震では物資の緊急輸送に協力してもらった。京奈和自動車道の郡山から木津までの区間が、ネクスコ西日本事業として進んでいく。橿原の曲川は公共事業になるが、極力早く開通させたい。開通すると和歌山から郡山は無料。郡山から北は有料になる。14～15年後には開通する見通し。リ

ニア中央新幹線もいよいよ現実味を帯びてくる。来年新しい年号になって、奈良県はますます変わってくる。交通インフラが充実し、働き方改革も何らかの法案が通りそう。今までの設備投資だけではなく、人材確保・人材育成にも投資して事業が発展するようお祈りする。

《奈良県警察本部 桑原正樹 交通部長》



昨年の県内の交通事故による死者数は40人。昭和22年以降、昭和25年に並んで最少の人数。今年も今のところ、人身事故、死者数とも昨年よりも下回っている。しかし物件事故を含めた

総数は増加している。また昨年来、道路横断中の歩行者と車が衝突する事故が増加している。今年のもので交通事故死者12人のうち、5名が道路横断中に犠牲となっている。JAFの調査によると信号機のない横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場合に一時停止した車は、わずか8.5%。9割以上の車が停まらない。

そこで県警では、横断歩行者

妨害違反の取締りを強力に推進している。一方、事業用貨物自動車に関係する交通事故に目を向けると、4月末の数字で人身事故が63件、死者は0。皆様の協力のもと交通事故を1件でも減らすべく安全対策を実践していきたい。また従業員のみなさまがプロドライバーとして、一般の方の模範となるような安全運転を実践していただけるようご指導をお願いしたい。



▲来賓の方々

総会

(1)議長選出

定款第19条により、森本会長が議長に選出。

(2)定足数の報告

定款第21条に基づく過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることを報告。

(3)議事録署名人の選任

定款第24条により、森本議長、西川理事（株式会社運）、萩原理事（株式会社西和物流）を選任。

(4)議事

第1号議案

平成29年度事業報告及び決算承認に関する件
監査報告。

第1号議案について事務局から報告が行われたあと、壺井監事から監査報告があり、第1号議案承認。

第2号議案

役員を選任に関する件
転勤のため鎌野理事が辞任し、後任として西濃運輸株

式会社の高田浩二氏を新理事として承認。



▲高田浩二氏

(5)報告

①平成30年度事業計画及び収支予算に関する件
事務局より報告。



優良従業員表彰

運転者39名、一般従業員4名を会長表彰

優良従業員の表彰は、会員事業者から推薦された成績優秀で他の従業員の模範となる運転者

及び一般従業員の方々を会長名で表彰するものです。運転者は39名、一般従業員は4名の方々

が表彰されました。

会長表彰受賞者名簿（敬称略）

【運転者】

受賞者名	会員事業者名
角井憲一	株式会社 愛和
藤村太吉	〃
山本吉克	〃
森下淳平	近畿福山通運株式会社
堤野昌宏	三和運輸株式会社
吉川伸樹	芝野運輸倉庫株式会社
石橋大亮	大和陸運株式会社
児玉努徳	〃
中田昭幸	株式会社 辻本運送
川内弘幸	辻本運輸株式会社
坂野真貴	有限会社 テンソ
楳木薫	天理総合運輸株式会社
松本上浩	株式会社 都通
土肥徳浩	〃
平田一隆	〃
今市喜章	奈良郵便輸送株式会社
財部利典	〃
中嶋孝幸	〃
大植伸一郎	日進運送株式会社
田上行宏	〃
田中昌彦	〃
安田真悟	〃
大西貫真	新口運送
吉田浩治	日本通運株式会社 奈良支店
森元新悟	〃
小林和文	松本運送株式会社
戸井康二	丸嶋運送株式会社



▲受賞者代表の西田 浩治氏（日本通運株式会社奈良支店）と右側・中尾 通氏（天理総合運輸株式会社）

石井昌宏	株式会社メンテナンス・コシバ
上村晃	〃
高田進	〃
野口隆	〃
岡本清司	有限会社 ヤマサン
川上克己	ヤマト運輸株式会社奈良主管支店
西岳照弘	〃
廣瀬秀雄	〃
松本雅弘	〃
山田博信	〃

【一般従業員】

受賞者名	会員事業者名
中尾通	天理総合運輸株式会社
今中慎一郎	奈良郵便輸送株式会社
中西徹弥	〃
菊山信子	丸嶋運送株式会社

第56回通常総会 陸運労災防止協会奈良県支部

日時：平成30年5月28日(月)
場所：THE KASHIHARA (ザ 橿原)

会員総数 465名 出席者 334名 (委任状 249名 含む)

(最終)

働き方改革をチャンスとして

《奈良労働局 尾形賢一 労働基準部 健康安全課長》



厚生労働省では「働き方改革」を最大のチャンスと位置づけており、今から20年後には人口が1億人を切り、40年後には働く人の数が現在の60%に減る

という予測がある。この課題を解消していくためには、働き方改革を推進していき、介護やがんなどの治療を受けている人が、治療と仕事を両立させていく、高齢者の方も需要があれば働き続けることができる、そういう職場環境をつくっていく必要がある。そのためには地域産業保健センターや奈良産業保健総合支援センターを利用してほしい。そこではパワハラ対策や、治療と仕事両立支援のため

の研修をしている。また、第13次 労働災害防止計画が本年度からの5ヵ年計画ではじまっている。労災をなくすための計画で陸上貨物運送事業の死傷者数を2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%減らすことを目標としている。7月1日から1週間は全国安全週間。働き方改革を進めるため、みなさんの職場から労災をなくして、働きやすい環境をつくっていただきたい。

議事

1. 定足数の報告

過半数の出席があるため、本総会は有効に成立していることが報告されました。

2. 議事録署名人の選任

森本支部長が議長を務め、議事録署名人に東口監事を選任し、承認されました。

3. 議事

第1号議案

平成29年度事業報告及び収支決算報告の件 監査報告

事務局から平成29年度事業報告及び収支決算報告が

行われたあと、東口監事より「事業報告・収支決算書及び貸借対照表について諸帳簿並びに証拠書類と対照監査の結果、適法正確であることを認めます」と報告があり、承認されました。

第2号議案

平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

事務局より平成30年度は交通及び荷役災害防止対策に総力を上げて取りくむとともに、長時間労働による過労死等を予防するための取組を一層推進することを

説明。平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)が承認されました。

主要対策の8項目は下記の通り。

- ①事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
- ②荷役運搬作業の安全の確保
- ③交通労働災害の防止
- ④健康確保対策の推進
- ⑤安全衛生教育の徹底
- ⑥安全衛生意識の高揚
- ⑦調査研究活動等の推進
- ⑧組織の充実強化等

第265回 理事会

日時：平成30年5月28日(月) 午前11時～

場所：THE KASHIHARA (ザ 檣原) 2階 浄御原・明日香の間

理事総数 26名 出席 21名 欠席 5名

総会前の最終確認

森本万司会長は「本日の総会ではスケジュールを分刻みで組んでおり、様々な審議を予定しています。最後までよろしくお願ひしたい」とあいさつ。

審議事項は次の通りです

(1) 会員の入会（案）について

新たに2社入会されました

- グットライン㈱
奈良市古市町1341番地の6
- ㈲マルシマサービス
天理市永原町51番地14

主な報告事項は次の通りです

(1) 第45回定時総会の議事進行について

第45回定時総会のタイムスケジュール、来賓の方々、会長表彰、議事等の次第について事務局から報告。

(2) 平成30年度役員選考委員会の報告について

去る4月28日の平成30年度役員選考委員会で高田浩二氏（西濃運輸㈱）を理事候補者として定時総会に推薦することを報告した。

(3) 業務執行の状況報告について

定款第27条に基づく代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告した。

(4) 熊本市長からの感謝状受賞について



(5) 会員の退会について

- 3社が退会
- 北宇智運輸㈱
- ㈱吉田稔商店
- ㈲辻川運送



出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝森本 副会長＝中・塚本 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村 専務理事＝中林
常務理事＝松村 理事＝谷口・廣瀬・中西・辻本・森本（禎）・山口・松谷・井上・萩原・西川（直）・森本（好）・西川（武）・櫻本・吉岡・川端・大辻

平成30年度 労務管理セミナー

日時：平成30年6月18日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加：24社 27名

法改正で法令違反には罰則



▲北潟秀晴氏

セミナーは「法令面から見た労務管理のポイント～常にリーガルマインドを～」と題して独立行政法人 労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センターの北潟秀晴氏（産業保健相談員・促進員／特定社会保険労務士）が、法令や働き方改革と労務管理などについて解説し参加者は熱心に聴講。質疑の時間には積極的な質問も出ました。

北潟氏は「平成29年度の近畿2府4県における事業場への一斉監督指導の結果、142件中119



件の法令違反があり、労働時間と賃金台帳に関する違反が目立つと説明。トラック運送業界では働き方改革実現に向けたアクションプランを策定し、業界をあげて取り組んでいる。その中では罰則付き時間外労働の上限規制に対応するため、長時間労働を是正するなど、基本方針や達成目標も設定されている。取引環境や労働条件を改善して生産性を上げる労務管理を目指していただきたい。」と結びました。



▲久保一美氏

相談員の訪問は無料

北和地域産業保健センターの久保一美氏（コーディネーター）は、奈良産業保健総合支援センターが、メンタルヘルス対策や長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導、脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する保健指導などを無料で実施していることを紹介。働き盛り世代の健康課題に対して、「年1回の健康診断の結果を生かすことが大切」と説きました。同支援センターでは、産業医が事業場へ出向く橋渡しもしており、ぜひご利用いただきたいと話しました。

トラック運送業界の働き方改革		
自動車の運転業務に係る労働時間の規制の見直し (国土交通省自動車局資料)		
	現行規制	見直しの内容
原則	《労働基準法》 1、1日8時間、1週間40時間 2、36協定を結んだ場合 協定で定めた時間まで時間外労働可能	《同左》
36協定の限度	《厚生労働大臣告示：強制力ない》 1、原則、月45時間かつ年360時間 但し、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） 2、自動車の運転業務は、1の適用除外、別途改善基準告示により、道路運送法に基づく行政処分の対象	《労働基準法改正により法定化：罰則付き》 1、原則、月45時間かつ年360時間 特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間（月平均60時間） ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が增加する場合にも、上回ることの出来ない上限を設定 ・2～6か月の平均でいづれも80時間以内（休日労働を含む） ・単月100時間未満（休日労働を含む） ・原則（月45時間）を上回る月は6回上限 2、自動車の運転業務の取扱 ・施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示違反あれば処分） ・施行後5年以降年960時間（月平均80時間） ・将来的には、一般則の適用を目指す

▲当日のテキストより

奈良労働局からのお知らせ

死亡災害続発に伴う緊急警報

奈良労働基準監督署管内（奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、生駒郡）における労働災害の発生件数は、労使及び関係機関の皆様方のご尽力もあり、長期的には着実に減少しており、平成30年の労働災害による死傷者数についても、昨年同期と比較して減少傾向を維持しております。

奈良労働基準監督署としましては、従来より労働災害の減少、特に死亡災害については撲滅を目標として様々な対策の取組を進めてまいりましたが、残念なことに本年5月に死亡災害が連続して発生し、2名もの方の尊い命が失われました。

労働災害の発生原因には、様々な要因・背景が想定されます。

昨今の経済情勢の緩やかな回復基調に伴う各種生産活動の進展、高年齢労働者やパートタイム労働者の増加等にみられる就業形態の多様化などもその一因と考えられます。

また一方で、厳しい経営環境の中、コスト競争や人員合理化などが生産現場の安全衛生管理活動に影響を及ぼしていることも懸念されます。

加えて言及させていただければ、安全衛生管理のノウハウを有する世代の退職に伴い、危険に対する意識が労働者に伝わりきらず、結果として労働者の危険感受性が低下していることもあるのではないかと痛感しております。

いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。

事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、下記の事項を中心に、現場の安全衛生活動を今一度総点検し、必要な見直しをしていただくようお願いいたします。

また、労働者の皆様も、自らの身を守るためにも、改めて職場の安全ルールの再確認と徹底をお願いいたします。

事業者や労働者の皆様をはじめとした関係者が一丸となって、労働災害防止に取り組まれることを重ねてお願いいたします。

平成30年5月31日

奈良労働基準監督署長 的場 基泰

記

〈緊急点検事項〉

1. 危険性の高い作業の確認・見直し

高所からの墜落・転落、土砂崩壊、機械へのはさまれ・巻き込まれ、建設機械・荷役機械による災害等、死亡又は重篤な傷害につながる可能性がある作業を確実に洗い出し、労働災害を防止するための対策を確実に講じること。

2. 安全衛生管理体制の確立

安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかを再確認すること。

また、第三次産業など、安全管理者を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境や作業方法の改善、労働者への安全教育や安全意識の啓発についての取組を行わせること。

3. 就業形態の多様化などに対応した安全教育の実施

パートタイム労働者、派遣労働者の増加など、就業形態は多様化しているため、雇入れ時教育の充実・強化を図るとともに、定期的に安全教育を行うこと。

特に、高年齢労働者についても、安全衛生に対する意識付けのための教育を確実に実施するとともに、加齢に伴う心身機能の低下の特性や安全な作業方法に関する事項について教育を行うこと。

教育にあたっては、危険感受性を高める工夫として、十分な安全を確保した上で、作業に伴う危険性を体感させるような教育（危険体感教育）などがあることに留意すること。

労働災害防止に関する資料は、奈良労働局のホームページに掲載しています
<http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
(トップページから、「あなたの職場は安全ですか？」のバナーをクリックください)

本件に関するお問合せ先：

奈良労働基準監督署 安全衛生課（電話：0742-23-0435）

平成30年度 全国安全週間（第91回）

7月1日～7日 《準備期間：6月1日～30日》

スローガン

**新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災**

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、『人命尊重』という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で91回目を迎えます。

この間、奈良県における休業4日以上之死傷者数は、労使をはじめ関係者の不断の努力の結果、長期的には減少傾向で推移しており、平成29年は対前年比4.1%減の1,251人が被災し、死亡者数については平成28年から半減の7名となりました。本年は、4月末日現在の速報値では、昨年同期に比べて死傷者数で6.6%の減少となっています。

一方全国では、平成28年から2年連続の増加となり憂慮すべき事態となっており、製造業、建設業の労働災害に占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害に占める割合が増加しています。

平成30年度は労働災害防止の5か年計画である「第13次労働災害防止計画」の初年度であり、奈良労働局では労働災害増加業種、死亡・重篤災害多発業種における労働災害防止対策、自主的労働災害防止対策としてのリスクアセスメントや4S活動等による安全活動の推進を図っています。

労働災害を防止するためには、経営トップから安全衛生の担当者、労働者までの全員による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していくことが必要です。

このような観点から、平成30年度の全国安全週間は、

**「新たな視点でみつめる職場
創意と工夫で安全管理
惜しまぬ努力で築くゼロ災」**

をスローガンとして展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において労働災害防止の重要性の認識をさらに深められ、安全活動の着実な実施が図られますようお願いします。



主唱：奈良労働局 / 奈良・葛城・桜井・大淀労働基準監督署

協賛：(公社)奈良県労働基準協会 / 建設業労働災害防止協会奈良県支部 / 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部 / (一社)日本ポイラ協会奈良支部 / (公社)建設荷役車両安全技術協会奈良県支部

第13次労働災害防止計画

2018年度～2022年度

計画が目指す社会

働く方々の一人一人の意志や能力、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中では、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければなりません。就業構造の変化に対応し、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を目指します。



奈良労働局における計画の数値目標

2017年と比較して、2022年までに

死亡者数を15%以上減少

休業4日以上の死傷者数を10%以上減少

労働災害防止のための重点業種対策

- 小売業・・・バックヤードでの危険箇所の見える化、KY活動・4S活動の活性化
- 社会福祉施設・・・転倒災害の防止、腰痛予防対策の推進
- 飲食店・・・転倒災害の防止、切れ・こすれ災害の防止、高温物との接触防止
- 陸上貨物運送業・・・荷役作業中の労働災害防止、荷主による取組、交通災害防止
- 建設業・・・墜落・転落災害の防止、自然災害の復旧・復興工事対策
- 製造業・・・機械災害防止対策の推進（機械設備の本質安全化）

業種横断的な取組

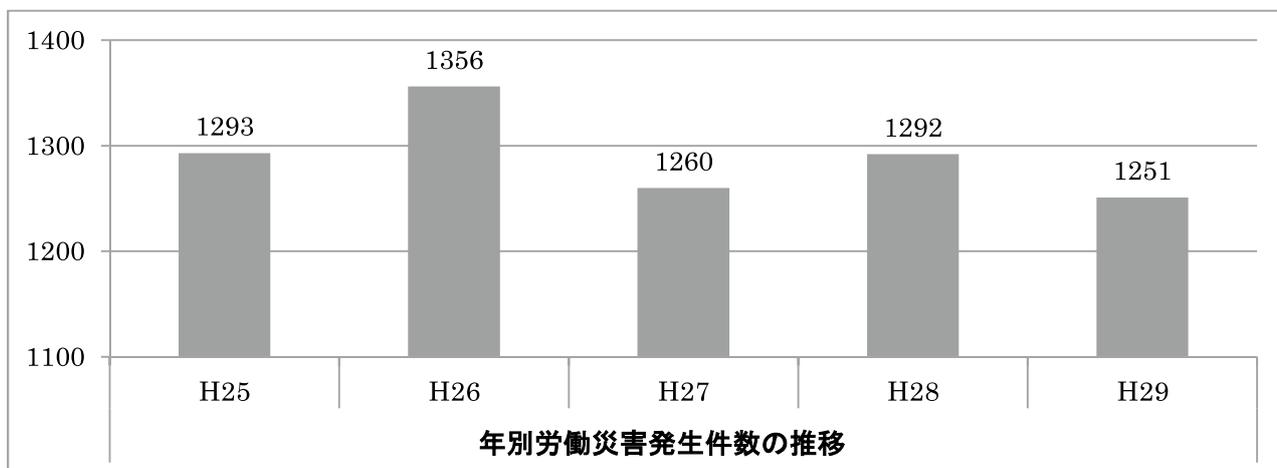
- 転倒災害防止対策
- 高齢労働者対策
- 安全衛生管理体制の整備

「第13次労働災害防止計画」の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

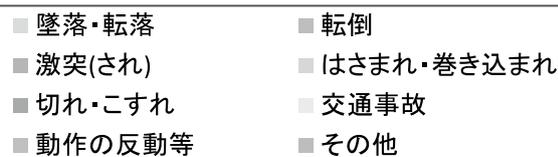
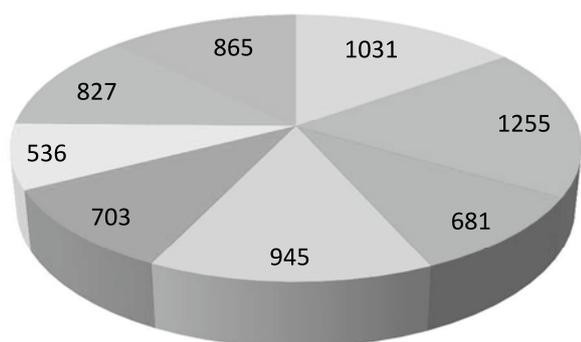
奈良県内での労働災害発生状況

(資料：労働者死傷病報告)

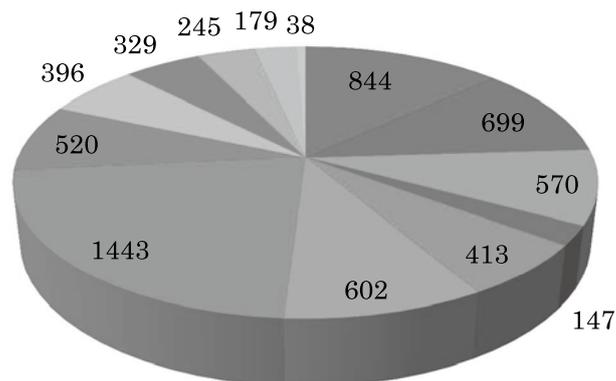


(H25年～H29年累計)

事故の型別の状況



起因物別の状況



構造規格・ガイドライン等の改正情報！

- 1 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインが改正されました。
(平成30年1月18日施行)
- 2 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格等の一部が改正されました。
(平成30年3月1日施行)
- 3 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について
(平成30年3月19日施行)

詳しくは、奈良労働局労働基準部健康安全課、もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

全国安全週間における事業場の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場においては、次の事項を実施してください。

■ 本週間及び準備期間中に実施する事項《以下の事項について日常の安全活動の総点検を行う》

- 1 安全大会等での経営トップによる安全について所信表明を通じた関係者の意思統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語等の掲示、講演会等の開催、安全関係の資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」等の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

■ 継続的に実施する事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職業生活全般を通じた各段階の安全教育の徹底
- 3 自主的な安全衛生活動の促進
- 4 リスクアセスメントの普及促進
- 5 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- 6 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

■ 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 1 建設業の労働災害防止対策の推進
- 2 製造業の労働災害防止対策の推進
- 3 林業の労働災害防止対策の推進
- 4 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進
- 5 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業の労働災害防止対策の推進

■ 業種横断的な労働災害防止対策

- 1 転倒災害防止対策
- 2 交通労働災害防止対策
- 3 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- 4 熱中症予防対策

平成30年度
(第47回) 奈良県産業安全衛生大会

と き：平成30年10月30日(火)

ところ：かしはら万葉ホール

内 容：特別講演・表彰式・保護具の展示・
相談コーナー等を予定していま



軽油価格調査集計表(2018年4月)

平成30年5月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2018年4月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	101.33	94.72	100.91

2018年4月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X日鉱日石	101.73	92.88	102.95
出光	102.25	97.47	98.54
昭和シェル	116.50	93.55	99.50
エクソンモービル		92.80	
キグナス		93.48	
コスモ	98.50	93.99	103.83
その他	96.66	95.41	100.04

2018年4月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	101.16	95.09	102.15
30～50キロリットル未満		94.71	96.36
50～100キロリットル未満		92.78	99.43
100キロリットル以上	102.55	93.83	99.50

2018年4月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	106.10	94.48	100.97
30～60日未満	99.35	94.35	100.62
60日以上	97.30	99.97	103.55

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2017年12月	98.17	92.08	97.78
2018年1月	103.06	94.03	100.39
2018年2月	102.90	94.04	100.79
2018年3月	103.52	92.53	99.48
2018年4月	101.33	94.72	100.91

※消費税抜きの価格となります。

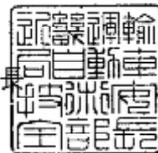
国土交通省からのお知らせ



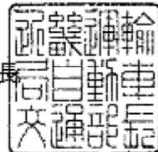
近運技保第151号の3
近運自一第206号の3
近運自監第168号の3
平成30年6月19日

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

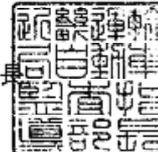
近畿運輸局自動車技術安全部長



近畿運輸局自動車交通部長



近畿運輸局自動車監査指導部長



「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

標記について、平成30年6月1日付け国自安第29号の2により、自動車局安全政策課長から別添のとおり通知がありましたので、貴機関においても了知されますようお願いいたします。

○ 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）（抄）

改正後	改正前
<p>第一章 一般的な指導及び監督の指針</p> <p>2 指導及び監督の内容</p> <p>(1) 事業用自動車を運転する場合の心構え</p> <p>貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる。</p> <p>(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項</p> <p>貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき<u>運転者が遵守すべき事項を理解させる</u>。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による<u>運転をしたこと及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び運転者に対する処分並びに当該交通事故が加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる</u>。</p> <p>(3) 事業用自動車の構造上の特性</p> <p>自らの<u>運転する事業用自動車</u>の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）<u>、制動距離等を確認させるとともに、これらが車両により異なること及び運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を理解させる</u>。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該被牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部偶金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法</p> <p>強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象（制動装置を操作したときに牽引自動車と被牽引自動車が連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。）等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における<u>対応方法について事例を説明すること等により理解させる</u>。</p> <p>(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転</p> <p>適性診断その他の方法により運転者の<u>運転適性</u>を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。</p> <p>(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法</p> <p>長時間連続運転等による過労、睡眠不足、医薬品等の服用に伴い誘発される眠気、<u>飲酒が身体に与える影響等の生理的要因及び慣れ、自らの運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三条第四</u></p>	<p>第一章 一般的な指導及び監督の指針</p> <p>2 指導及び監督の内容</p> <p>(1) 事業用自動車を運転する場合の心構え</p> <p>貨物自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、貨物を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車による交通事故の統計を説明すること等により、事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び事業用自動車の運転者の運転が<u>他の自動車の運転者の運転に与える影響の大きさ等を理解させ、事業用自動車の運行の安全を確保するとともに他の自動車の運転者の模範となることが事業用自動車の運転者の使命であることを理解させる</u>。</p> <p>(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項</p> <p>貨物自動車運送事業法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき<u>事業用自動車の運転者が遵守すべき事項を理解させる</u>。また、当該事項から逸脱した方法や姿勢による<u>運転及び日常点検を怠ったことに起因する交通事故の事例、当該交通事故を引き起こした貨物自動車運送事業者及び事業用自動車の運転者に対する処分並びに当該交通事故における加害者、被害者その他の関係者に与える心理的影響を説明すること等により、当該事項を遵守することの重要性を理解させる</u>。</p> <p>(3) 事業用自動車の構造上の特性</p> <p>事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。以下同じ。）<u>及び制動距離等が他の車両と異なること並びに運搬中の貨物が事業用自動車の運転に与える影響を確認させる</u>。この場合において、牽引自動車及び被牽引自動車を運行する場合においては、当該被牽引自動車を運転するに当たって留意すべき事項を、当該被牽引自動車によりコンテナを運搬する場合においては、当該コンテナを下部偶金具等により確実に緊締しなければならないことを併せて理解させる。また、これらを把握していなかったことに起因する交通事故の事例を説明すること等により、事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を確認させる。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法</p> <p>強風、豪雪等の悪天候が運転に与える影響、右左折時における内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約並びにジャックナイフ現象（制動装置を操作したときに牽引自動車と被牽引自動車が連結部分で折れ曲がり、安定性を失う現象をいう。）等の事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させるとともに、危険を予測し、回避するための自らへの注意喚起の手法として、指差し呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、事故発生時、災害発生時その他の緊急時における<u>対応方法を理解させる</u>。</p> <p>(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転</p> <p>適性診断その他の方法により運転者の<u>特性</u>を把握し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる。また、運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。</p> <p>(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法</p> <p>長時間連続運転等による過労、<u>医薬品等の服用に伴い誘発される眠気及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が交通事故を引き起こすおそれがあることを事例を説明することにより理解させるとともに、貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時</u></p>

項の規定に基づき事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1365号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときには運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

(11) 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させるとともに、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

間に係る基準（平成13年国土交通省告示第1365号）に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を理解させる。また、運転中に疲労や眠気を感じたときには運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用の禁止を徹底する。

(11) 健康管理の重要性

疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な心身の健康管理を行うことの重要性を理解させる。

(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車を運行する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて事例を説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

乗務員点呼簿の改正

睡眠不足に起因する事故の防止対策が強化されました
～乗務前点呼・中間点呼に睡眠不足の確認項目を追加～

平成30年4月20日付けで「貨物自動車運送事業輸送安全規則」及び「同規則の解釈及び運用について」の一部が改正され、平成30年6月1日より睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないことが明確化され、点呼簿の記録事項に睡眠不足の状況が追加されました。

乗務前点呼及び中間点呼を実施する際には、疾病・疲労の状況を確認することとあわせて、睡眠不足等についても確認し、点呼簿に記録が必要になります。

改正前の点呼簿には「疾病・疲労の状況」の項目に「睡眠不足等」と書き足すことで継続してご使用できます。

協会では改正に対応した点呼簿を原価で販売しております。また、協会ホームページから同様式をダウンロードできます。

販売価格 1冊100枚綴 660円

乗務員点呼簿																				
会社(営業所)名																				
年 月 日() 天候()		アルコール検知器の状況 良 否			統括運行管理者印		運行管理者印		補助者印											
乗務前点呼					中間点呼					乗務後点呼										
運 転 名	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	疾病・疲労(睡眠不足)の状況	免許証	その他の必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	疾病・疲労(睡眠不足)の状況	その他の必要な指示事項	点呼執行者	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用の有無	疾病・疲労(睡眠不足)の状況	その他の必要な指示事項	点呼執行者	
	月 日	対 T () 面 L ()	有					月 日	対 T () 面 L ()	有				月 日	対 T () 面 L ()	有				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				
	月 日	対 T () 面 L ()	無					月 日	対 T () 面 L ()	無				月 日	対 T () 面 L ()	無				

**疾病・疲労
睡眠不足等
の状況**

この部分が追加！

※ 良……○/否……×として、記載すること
※ 中間点呼は、乗務前点呼及び乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務に必要です。

保存期間1年

トラックドライバー競技会の参加申込について

トラックドライバー競技会出場選手募集について

トラックドライバー競技会出場選手を下記の通り、募集いたします。

出場を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記入の上、協会へ郵送にてお申し込みください。

各部門の申込者が複数の場合は、下記の通り、学科試験による選考を行います。

記

1. 日 時

平成30年8月6日(月) 13時30分～ (学科試験)

15時00分～ (全国大会出場選手説明会)

※学科試験は各部門の申込者が複数の場合、開催しますので、担当者にはこちらから連絡いたします。

2. 場 所

奈良県トラック会館 2階
(大和郡山市額田部北町981-6)

3. 部 門

4トン部門、11トン部門、トレーラ部門、女性部門

4. 応募資格

- (1) 当協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、参加申込日において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ、過去1年間無事故、無違反であること。
- (2) 過去に全国トラックドライバー競技会の各部門で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に各部門を通じて2回出場している者は出場することができない。
- (3) 重複して他部門に出場することはできない。
- (4) 女性部門を除き、同一事業者からの出場は1名とする。
- (5) 無資格者並びに当協会へ参加申込を行った日から全国大会の競技当日までの間に事故を起こした者及び違反を犯した者の参加は取り消すものとする。

5. 参加申込書郵送先

〒639-1037

大和郡山市額田部北町981-6

公益社団法人奈良県トラック協会 担当:岸本

※申込締切は、7月31日(火)必着とさせていただきます。

全国大会実施要綱については、協会HP (<http://narata.or.jp/>) をご覧下さい。

トラックドライバー競技会 参加申込書

申込年月日 年 月 日

(公社)奈良県トラック協会 会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

担当者名

電話番号

()

標記競技会の参加を希望します。(注1)

出場部門 (注2)	4トン部門	11トン部門
		トレーラ部門
氏名	(ふりがな) -----	
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日生 歳	男・女
運転歴	営業用トラック運転歴(通算)	年
<p>【 運 転 免 許 証 貼 付 欄 】</p> <p>運転免許証の写しを貼り付けてください。 ※カラー、白黒のいずれでも可。</p>		

(注1) 各部門の申込者が複数の場合、学科試験による選考を行います。

(注2) 出場部門を○で選択してください。

女性部門は () 内に車両クラス(最大積載量2トン車(ロングボディ)、最大積載量4トン車、最大積載量11トン車、トラクタ・トレーラ)を記入して下さい。

トラック協会・陸災防奈良県支部

7月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	水	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
7	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会(学科)	奈良県トラック会館
14	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技2日間)	奈良県トラック会館
15	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
21	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
22	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会(実技4日間)	奈良県トラック会館
28	土	9:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	木	13:30～	法令遵守セミナー	奈良県トラック会館
4	土		奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館
6	月	13:30～	トラックドライバー競技会 選考会・説明会	奈良県トラック会館
20	月	13:30～	(TV会議システム) 特殊車両通行許可制度講習会(初・中級者向け)	奈良県トラック会館
24	金	9:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
26	日	13:00～	平成30年度第1回運行管理者試験	奈良春日野国際フォアム ～I・RA・KA～



事業用自動車事故事例 No.34

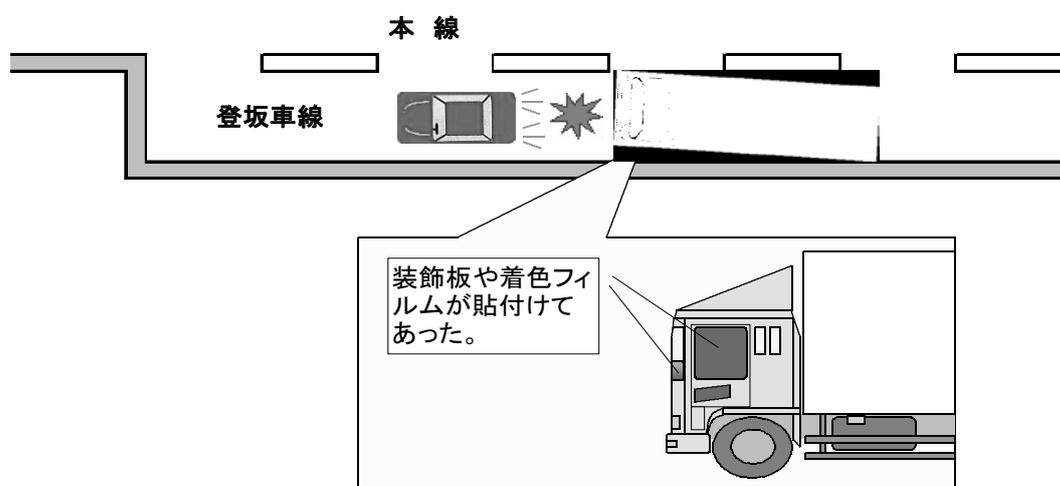
(トラック4)

曜日・時間・天候	金曜日・21時07分・晴れ
場所	高速道
道路の状況	乾燥 幅員9.0m
運転者	年齢47歳 運転歴23年
乗務開始～事故発生 の乗務距離	286km
損害	重傷者1名、軽傷者5名

【事故概要】

高速道を走行中、登坂車線から本線への車線変更にとられ、登坂車線上で車両故障のため停車していた乗用車の発見が遅れ追突し、乗用車に乗車していた6名に重軽傷を負わせた。

なお、当該トラックのフロントガラスには装飾板が装着され、運転者席側面ガラスにも着色フィルムが貼り付けられていた。また、運転者は、運転開始から4時間半の連続運転であった。



種別・業態	普通・貨物・大型トラック(冷蔵冷凍車)
最大積載量	7,100kg
当時の積載量	5,200kg
乗車定員	3名
当時の乗車人員	1名

【事故の推定原因】

- 脇見運転
- 過労状態による漫然運転

【事故の要因及び背景】

- 車線変更にとられて、前方の注意を怠ってしまった。
- 連続運転で過労状態であり、高速道に入ってから1時間程経って緊張がほぐれ、漫然運転となっていた。
- 夜間であり、運転者席のガラスに装飾板等が装着され、視界が非常に悪い状態になっていた。
- 故障車が登坂車線上に停車していた。

【再発防止対策】

- 車線変更時の基本動作の徹底
- 運行における休憩・休息の指示の徹底
- 過労運転が及ぼす生理的及び心理的影響と防止対策の指導徹底
- 不正改造防止の徹底と車両構造による死角についての指導
- 車両管理の徹底

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport

K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内

キット K ・ I ・ T

奈良県キット事業協同組合は平成12年6月から事業を開始しております。

キット事業とは、インターネット上にて、荷物及び車両を検索し、条件が合えば成約する事業で、空車を無くし、実車率を高める情報サイトです。

KITネットワーク

全国WebKIT加入協同組合・組合員の間で荷物・車両の手配が出来ます。

〇〇キット組合
会員A社

荷物がないなあ〜…。
車両が空いてる…。

車両が足りない！！
誰か運んでくれないかなあ？

△△キット組合
会員B社

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

エネクスフリート 軽油価格

平成29・30年度	3月	4月	5月
軽油	98円	100円	106円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

WebKIT輸送情報実績 全国の実績

		平成29・30年度	3月	4月	5月	前年同月比
荷	荷物登録件数	180,732	140,556	111,568	37.2%	
	荷物成約件数	22,724	21,072	20,852		
物	成約率	12.6%	15.0%	18.7%		

* 当組合は燃料(スタンド給油)販売、尿素の販売もしております。

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103

奈良県大和郡山市美濃庄町170-2

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

適正化事業・巡回指導報告書

(平成30年5月実施分)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

平成30年度 巡回指導実施目標件数	220件	計画数	実施数	キャンセル数	実施率	巡回延出動台(日)数	
		28件	23件	5件	82.1%	12台	
調査事項		指導件数	指導件数上位				
I. 事業計画等							
	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	2					
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	1					
	3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	2					
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	2					
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	2					
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	0					
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	0					
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	1					
II. 帳簿類の整備、報告等							
	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0					
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0					
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1					
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	3					
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	16		(4)			
III. 運行管理等							
	1. 運行管理規程が定められているか。	8					
○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	1					
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	10					
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	4					
○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	6					
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	0					
○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	12					
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	0					
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	3					
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	2					
○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	13		(5)			
○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	12					
○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	12					
IV. 車両管理等							
	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	4					
○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	2					
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	11					
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	5					
○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	17		(2)			
V. 労基法等							
	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	1					
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	6					
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	0					
○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	17		(2)			
VI. 法定福利費							
	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	7					
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	9					
VII. 運輸安全マネジメント							
	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	21		(1)			
指導件数合計		213					

(注) ○重点指導項目 ☆霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	件	件	6(1)件	7(4)件	10(5)件	件	23(10)件
新規参入	件	件	件	件	件	件	件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	件	件	6(1)件	7(4)件	10(5)件	件	23(10)件

※ () は会員外の件数です

近畿交通共済からのお知らせ

平成30年度強化月間

新規契約推進キャンペーン

(平成30年7月1日～平成30年11月30日)

近畿共済は、創立以来の「組合員第一」の姿勢を堅持しつつ、非営利、相互扶助といった事業理念に基づいて、健全性の高い共済事業を展開しています。

当共済では、より安定した事業運営をおこなうために、共済契約の普及と拡大に重点を置いた新規契約推進キャンペーンを毎年、開催しています。今年度も、7月1日から11月30日までの5ヶ月間をキャンペーン期間と定め、より多くの皆様に近畿共済の良さを知っていただき、ご加入いただけるよう契約推進活動を強化してまいります。

また、この期間に新規加入された組合員の契約台数の多い上位8地域を年度終了後の通常総代会において表彰します。

※前年度のキャンペーンでは、奈良地域は16地域の中、第8位でした。ご協力ありがとうございました。

お問い合わせは 契約サービス課 **06-6965-2824**
奈良事務所 **0743-59-1701**

—自賠責共済も近畿共済—



平成30年度強化月間
新規契約推進
キャンペーン
平成30年7/1(日)～11/30(金)

地域表彰として新規契約台数の多かった上位8地域を表彰します。

自賠責共済ご契約の際は、お近くの下記代理店(近畿共済各支店)まで、ご連絡下さい。

地域	代理店名	住所	TEL
大阪府	近畿共済大阪支店	大阪府大阪市東区	06-6965-2824
京都府	近畿共済京都支店	京都府京都市東山区	075-753-1111
兵庫県	近畿共済神戸支店	兵庫県神戸市東灘区	078-241-1111
奈良県	近畿共済奈良支店	奈良県奈良市	0743-59-1701
和歌山県	近畿共済和歌山支店	和歌山県和歌山市	073-421-1111
徳島県	近畿共済徳島支店	徳島県徳島市	087-221-1111
香川県	近畿共済高松支店	香川県高松市	087-821-1111
愛媛県	近畿共済松山支店	愛媛県松山市	089-921-1111
高知県	近畿共済高知支店	高知県高知市	098-821-1111
福岡県	近畿共済福岡支店	福岡県福岡市	092-221-1111
佐賀県	近畿共済佐賀支店	佐賀県佐賀市	095-221-1111
熊本県	近畿共済熊本支店	熊本県熊本市	096-221-1111
鹿児島県	近畿共済鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市	099-221-1111
沖縄県	近畿共済那覇支店	沖縄県那覇市	098-821-1111

近畿交通共済協同組合

「自賠責共済」契約獲得促進キャンペーン

(平成30年7月1日～平成30年11月30日)

「新規契約推進キャンペーン」と併行して自賠責共済の獲得促進キャンペーンを実施します。

平成29年度末の近畿共済の自賠責共済の契約台数は、5,960台と前年度に比べ2台増加しました。自賠責共済の契約台数は、毎年、増加していますが、対人契約台数の11%程度に留まっています。自動車共済と併せて、自賠責共済も近畿共済でのご契約をお願いいたします。

また、この自賠責共済を組合員のみなさまに身近にご利用いただけるよう自賠責共済代理店の募集も随時行っています。自賠責共済代理店をお願いできる修理工場、自動車販売店をご紹介ください。

代理店の資格は・・・

資格は特に必要はありません。また、現在、損害保険会社の自賠責代理店をされている方も乗合承認なしで、当組合と代理店契約を結ぶことができます。当組合の内部審査を経て「代理店委託契約」を取り交わしていただければ自賠責共済代理店になっていただけます。

詳細につきましては当共済の契約サービス課(TEL 06-6965-2824)までお問い合わせください。

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿交通共済協同組合では、貨物運送事業者の皆様に経営の安定と安心をお届けするため、シンプルで確かな補償の「自動車共済」と従業員の方々のための「労働災害共済」を提供しています。

奈良県警察本部からのお知らせ

1 平成30年の県内交通事故発生状況(6月15日現在)

区分	平成30年中	平成29年中	増減数	備考
総件数	19,218件	19,290件	-72件	1日に約116件
人身事故件数	1,846件	1,982件	-136件	1日に約11件
死者数	14人	22人	-8人	約12日に1人
負傷者数	2,275人	2,502人	-227人	1日に約14人
物損事故件数	17,372件	17,308件	64件	1日に約105件

(平成30年のデータは概数)

2 ट्रラックと二輪車の交通事故防止

梅雨が明けると本格的な夏になります。気候が良くなるとバイクを運転する方も増え、それに伴いバイクが関係する事故も増加します。次のことに注意の上、安全運転を心掛けましょう。

① 出合頭事故

見通しの悪い交差点では速度を落とし左右の安全確認を十分にしましょう。

特に住宅街や商業施設付近を走行するときには注意が必要です。



② 右折直進事故

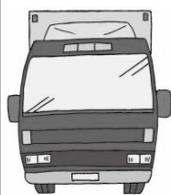
対向から進行する二輪車は、実際よりも遠くに見えたり、速度を遅く感じる場合があります。

また、四輪の後方の死角の部分を二輪車が走行しているかもしれません。

安全が十分に確保できてから右折をしましょう。



③ 左折巻き込み事故



左折時には、左折の指示器を点灯させるのはもちろん、トラックには死角も多いことを理解して、十分な安全確認をしてください。

④ あおり運転の防止

二輪車の後方を走行していると、つつい車間距離が短くなりがちです。自身がしていないつもりでも、「あおり運転」となっている場合があります。

車間距離を空け、余裕を持った運転を心掛けましょう。



3 特殊詐欺の発生状況と防犯対策

○ 詐欺のキーワード

「息子・孫・警察・市役所・銀行協会・日本銀行・百貨店」などからの「お金やキャッシュカード」の話は、すべて詐欺。まずは警察へ相談してください。



○ 特殊詐欺被害防止の合言葉

「電話口 お金の話 それは詐欺」
振り込め詐欺の予防には、留守番電話が効果的です。
電話を一旦切って自分で確認しましょう。



貨物集配中の車両に係る駐車規制見直し要望

日時：平成30年6月4日(月) 午後2時～
場所：奈良県警察本部 交通規制課

塚本副会長及び吉田百貨店・宅配部会長が、駐車規制の見直しに係る要望書を、県警交通部 交通規制課 萬谷充宏 課長に手渡しました。



平成30年度 優良従業員表彰

運転者39名、一般従業員4名を（公社）奈良県トラック協会会長が表彰

優良運転者受賞者を代表して日本通運株式会社 奈良支店 西田 浩治氏（左側）

優良従業員受賞者を代表して天理総合株式会社 中尾 通氏（右側）



トラック奈良 2018年7月 第291号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 森本万司
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 鳥山幸男

**荷役5大災害の防止対策
を徹底しましょう！**

- ①荷台等からの墜落・転落
- ②荷台等での荷崩れ
- ③フォークリフト使用時
- ④トラックの無人暴走
- ⑤トラック後退時